

フォークリフト運転技能講習 (31 時間)

この講習は、岩手労働局長登録機関(登録番号48-1032)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。最大荷量1トン以上のフォークリフトの運転業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

(作業例：工場、運送、倉庫、小売店等、荷物の積み降ろし・運搬に関わる業務)

1. 日 時 学科 **令和 3年12月14日 (火)** 9:00~18:05 (受付 8:40 まで、刈エンテション 8:45)
 実技 **令和 3年12月20日 (月)** 8:00~17:00 (集合・刈エンテション 7:45)
令和 3年12月21日 (火) 8:00~17:00 (集合・刈エンテション 7:45)
令和 3年12月22日 (水) 8:00~18:00 (集合・刈エンテション 7:45)

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。

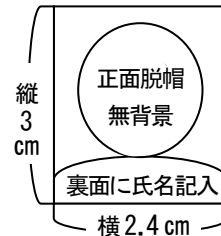
2. 会 場 **岩手労働基準協会花巻支部 研修センター** 花巻市空港南2丁目19番地 (TEL:0198-29-4800)

3. 受講資格 道交法による免許 (普通・準中型・中型・大型・大型特殊、二種を含む) を所持する方
 ※大型特殊 (キャタピラ限定を除く) 又は大型特殊第二種 (キャタピラ限定を除く) の免許がある方は別途開催の11時間講習を受講することができます。(花巻支部での開催はありません)

4. 修了試験 **学科・実技講習科目について修了試験を行います。**

5. 受講料等 **32,450円** (消費税10%込) [受講料 30,800円 テキスト代 1,650円]

6. 申込締切日 **11月29日 (月) ただし先着20名に達し次第、締切らせていただきます。**
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされる場合がありますのでご注意ください。



7. キャンセルの取扱 12月7日(火)以降のキャンセル及び欠席・失格の場合、受講料はお返しできません。

8. 申込方法 裏面の「受講申込書」に、**自動車運転免許証のコピー**を貼付し、**受講料・テキスト代・写真1枚** (上図参照。鮮明なもの。デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可。)を添えてお申し込み下さい。(申込書はFAX可。写真、自動車運転免許証のコピーは郵送願います。)

※ 銀行送金の場合は、受付完了を確認後、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。

(公財) 岩手労働基準協会 花巻支部 <窓口営業時間> 月曜~金曜日 8:30~17:00 (土日祝休)
 〒025-0008 花巻市空港南二丁目19番地 TEL 0198-29-4800 / FAX 0198-29-4801
岩手銀行 花巻西支店 (普) 1000167 ※お振込手数料はご負担願います。

9. カリキュラム

1 日目(学科) ※昼食 12:05~12:50	2・3 日目(実技) ※昼食 12:05~12:55	4 日目(実技) ※昼食 12:05~12:55
9:00~13:50 荷役に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識 (4H)	8:00~17:00 走行の操作 (7H) 荷役の操作 (1H)	8:00~17:00 走行の操作 (6H) 荷役の操作 (2H)
13:55~15:55 運転に必要な力学に関する知識 (2H)		17:00~18:00 実技試験 (1H)
16:00~17:00 関係法令 (1H)		※ 終了時間は試験の状況により前後します
17:05~18:05 学科試験 (1H)		
※休憩 10:30~, 13:50~, 15:55~, 17:00~ 各5分	※休憩 10:00~, 14:55~ 各5分	※休憩 10:00~, 14:55~ 各5分

10. その他 (1) **自動車運転免許証を原本確認のため、受講日に必ずご持参ください。**
 なお、氏名が申込書と異なる場合、講習期間中に有効期限が切れる場合は無効です。講習前までに更新・書替をして再提出下さい。
 (2) 筆記用具を必ずご持参下さい。(試験時は、**鉛筆・消しゴム**使用)
 実技日は、保護帽(ヘルメット)・作業着・保護手袋(軍手可)・安全靴(運動靴可)を準備して下さい。
 (3) 昼食をご持参下さい。
 (4) 受講票と会場図は後日お送りします。内容を確認のうえ、当日、講習会場の受付で提示願います。
※ 受講票が届かない場合は、必ず受講日前(窓口営業時間内)にご連絡下さい。
 (5) 学科修了後の実技日程を、次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
 (6) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 (7) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。
 (8) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。



